

平成 26 年 2 月 25 日

でんさいサービス契約者 各位

柏崎信用金庫
でんさいサービス担当

でんさいサービスにおける残高証明書（定例発行方式）の取扱開始について

当金庫では、でんさいサービスにおける残高証明書（定例発行方式）の取扱いを下記の通り開始します。

なお、ご不明な点は、下記問合せ先までご連絡をお願い致します。

記

1. 取扱開始日

平成 26 年 2 月 25 日（火）より

2. 残高証明書の料金

定例発行方式	1, 575 円 / 1 通	今般取扱い開始
随時発行方式	4, 200 円 / 1 通	既に取り扱い済み

※定例発行方式は「請求日以降の日付指定」で発行し、随時発行方式は「請求日よりも前の日付指定」での発行です。

詳細については別紙「でんさいの残高証明書の発行リーフレット」と「残高証明書（定例発行方式）Sample」を参照願います。

3. 申込受付方法

営業店に備え置きの「残高証明書発行請求書（定例発行方式）」に必要事項を記入・捺印し、窓口へ提出をお願いします。

以上

柏崎信用金庫
事務部(でんさいサービス担当)
電話: 0257-24-3321

でんさいの残高証明書の発行



でんさいネットでは、「残高証明書」によるでんさいの確認方法として、「定例発行方式」および「都度発行方式」を提供いたしております。

「でんさい」の残高証明書の確認



開示請求に加え「残高証明書」にて、利用契約単位のでんさい残高を一覧形式により確認することができます。
残高証明書を発行する基準日の指定内容に応じて、「定例発行方式」と「都度発行方式」があり、それぞれで請求方法等が異なります。



利用者

①残高証明書の発行請求

- ・定例発行方式
- ・都度発行方式



窓口金融機関

②残高証明書の発行請求



でんさいネット

③残高証明書の作成

③利用者が指定した宛先※への残高証明書の送付
※利用者以外の第三者(監査法人等)を指定することもできます

残高証明書

【残高証明書】

- (請求情報)
- 名称…Y社
 - 決済口座…A銀行●支店 当座1234567
 - 基準日…2014年3月31日
- (残高情報)*
- 件数合計…10件
 - 残高合計…10,000,000円

【残高明細】*

- (明細情報)
- 記録番号…M001
 - 発生日…2014年1月31日
 - 支払期日…2014年4月30日
 - 債権金額…1,000,000円
 - 債務者名…X社

* 利用者が債権者、債務者、電子記録保証人、特別求償権者、求償権者となっているでんさいが対象となります

<留意事項>

	【定例発行方式】	【都度発行方式】
基準日指定内容	・ <u>請求日以降の定期的な日付を指定</u> 例)2014年3月1日に、毎年3月末日を指定	・ <u>請求日以降の日付を指定</u> 例)2014年3月1日に、2014年3月31日を指定
発行方法	・ <u>基準日に定例的に発行</u> 例)2014年3月末日以降、毎年3月末日に発行	・ <u>基準日にのみ発行</u> 例)2014年3月31日分のみ発行
請求方法	・窓口金融機関所定の方法 ※請求日当日を基準日として指定する請求については、窓口金融機関によって取り扱いが異なります。	・所定の様式を窓口金融機関を通じて、でんさいネットへ提供する方法
発送方法	・ <u>基準日から15銀行営業日以内</u> に、でんさいネットから簡易書留にて発送。	・ <u>でんさいネットにおける請求受付日から15銀行営業日以内</u> に、でんさいネットから簡易書留にて発送。
発行手数料	・窓口金融機関所定の手数料 注)都度発行方式と異なる場合があります	・窓口金融機関所定の手数料 注)定例発行方式と異なる場合があります
証明書掲載基準	・残高証明書に掲載される「でんさい」は、発行基準日時点で主たる債務者による支払等記録(口座間送金決済済みの「でんさい」を除く)がされていないものとなります。 注)2014年2月23日以前の日付を基準日として指定する場合、残高証明書に掲載される「でんさい」は、基準日時点で主たる債務者による支払等記録(口座間送金決済済みのでんさいを含む)がされていないものとなります。	
その他	・個別の「でんさい」の情報については、「開示請求」でも確認することができます。 ※窓口金融機関によっては、決済口座単位で支払期日や立場(債権者・債務者等)等を指定し、該当する「でんさい」の情報を一括して取得できる場合があります	

残高証明書【定例発行方式】

※各項目に記載される文言の書体・サイズは、実際に発行されるものと若干異なります。
※両面印刷にて発行されます。

Sample

111-1111
東京都千代田区丸の内〇丁目〇番地〇号
〇〇ビルディング〇階

株式会社〇〇社 様

【お問合せ先】

株式会社全銀電子債権ネットワーク
〒100-0005
東京都千代田区丸の内1-3-1 東京銀行協会ビルディング5階
TEL: 03-5252-3595 <http://www.densai.net>

株式会社〇〇社 様

【利用者番号】123456789

電子記録債権に係る残高証明書

株式会社全銀電子債権ネットワーク



貴社を電子記録債権に係る当事者、株式会社全銀電子債権ネットワークを電子債権記録機関とする、「でんさい」の金額(残高)および件数は下記のとおりです。

なお、本残高証明書は、でんさいネットシステムの記録原簿に記録されている、「でんさい」の残高および件数を証明するものです。本残高証明書に掲載される残高および件数の留意事項につきましては、裏面「電子記録債権に係る残高証明書に関する留意事項」をご参照ください。

記

1. 基準日

2014年12月31日

2. 残高証明の対象となる決済口座

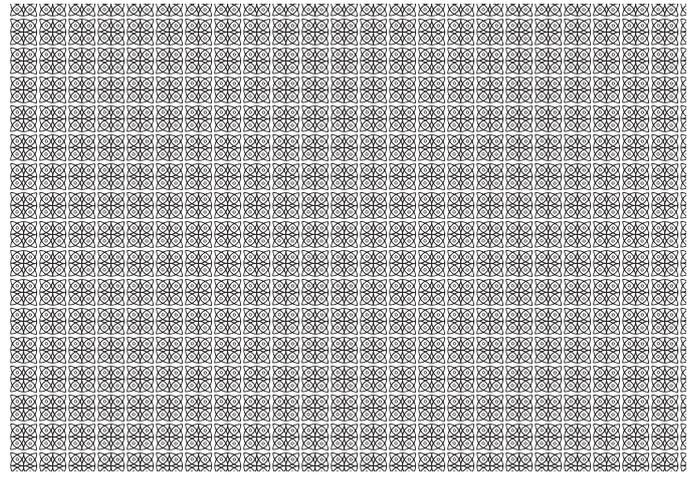
A銀行B支店
当座 0011223

注)一つの利用契約に複数の決済口座が登録されている場合でも、一つの決済口座情報のみ掲載しています(次ページ以降についても同様となります)。

3. 残高

(1)債権残高	件数合計	2件
	残高合計	300,000,000円
(2)債務残高	件数合計	1件
	残高合計	200,000,000円
(3)電子記録保証残高	件数合計	1件
	残高合計	100,000,000円
(4)特別求償権残高	件数合計	1件
	残高合計	50,000,000円
(5)求償権残高	件数合計	0件
	残高合計	0円

以上



電子記録債権に係る残高証明書に関する留意事項

1. 共通事項

(1) 証明事項について

残高証明書は、請求者が特定した利用契約(以下、「本利用契約」といいます。)にもとづき記録がされている「でんさい」について、でんさいネットの記録原簿に記録されている残高を証明するものです。

(2) 消滅した「でんさい」について

債務者を支払等をした者とする支払等記録が記録されている「でんさい」については、残高証明書に掲載されません。ただし、債務者を支払等をした者とする支払等記録がされていても、記録された支払金額が債権金額の一部である場合は、残部の「でんさい」が残高証明書に掲載されます。

(3) 口座間送金決済の反映について

残高証明書の発行基準日(以下、「基準日」といいます。)までに口座間送金決済が行われている「でんさい」については、残高証明書に掲載されません。

(4) 支払等について

口座間送金決済以外の方法により支払等がされたものの、基準日までに支払等記録がされていない「でんさい」は、残高証明書に掲載されません。

(5) 記録日が未到来の記録請求事項について

基準日に電子記録の日(以下、「記録日」といいます。)が到来していない記録請求事項は、記録されていないものとして取扱います。

(6) 取引相手の承諾を要する記録について

債権者請求方式による発生記録、単独保証記録、支払者請求による支払等記録および変更記録について、基準日までに当該記録請求を取引相手が承諾していない場合は、記録されていないものとして取扱います。

(7) 同一「でんさい」への複数記録について

同一の「でんさい」に、請求者(以下、本利用契約の当事者としての請求者をいいます。)が異なる立場(債権者、債務者、電子記録保証人等)で記録がされている場合は、記録された「でんさい」が立場ごとに残高証明書に掲載されます。

(8) 混同について

「でんさい」の債務者が当該「でんさい」を譲り受ける等、債権者として記録された場合および混同を原因とする支払等記録がされた場合に限り、「でんさい」の債務および債権の双方は消滅したものと、残高証明書に掲載されません。

(9) 費用等について

第三者が出えんをした場合における、出えんをした日以降の遅延損害金および避けることができなかった費用の合計額については、残高証明書に掲載されません。

(10) 金融機関・店舗名について

基準日直前において、新設された店舗(以下、「新店」といいます。)で利用契約を締結した場合、新店への移管があった場合、および店舗統廃合が生じた場合等は、新店の店舗コードまたは店舗統廃合前の店舗名など、基準日現在の店舗名以外の内容が残高証明書に掲載されることがあります。

2. 債権残高

請求者が債権者として記録されている「でんさい」について、支払等記録がされている場合、当該「でんさい」は債権残高には掲載されません。電子記録保証人を支払等をした者とする支払等記録がされた「でんさい」は、当該電子記録保証人の特別求償権残高、それ以外の第三者を支払等をした者とする支払等記録がされた「でんさい」は、当該第三者の求償権残高としてそれぞれ掲載されます。

3. 電子記録保証残高

(1) 電子記録保証が複数回記録されている場合について

同一の「でんさい」に、同一の利用契約による電子記録保証が複数回記録されている場合、一件の電子記録保証として残高証明書に掲載されます。

(2) 電子記録保証人が支払等をした場合の取扱いについて

請求者が電子記録保証人として支払等をした旨の支払等記録がされている場合は、電子記録保証の残高として残高証明書に掲載されません。なお、同一の「でんさい」に請求者を電子記録保証人とする電子記録保証が複数回記録されている場合も、請求者が電子記録保証人として支払等をした旨の支払等記録がされている場合は、全ての電子記録保証の残高が残高証明書に掲載されません。

(3) 請求者が電子記録保証人となる前の電子記録保証人が支払等記録をした場合について

請求者が電子記録保証人となる前に電子記録保証をしていた他の電子記録保証人を支払等をした者とする支払等記録がされている「でんさい」であっても、債務者が支払等をした旨の支払等記録がされるまでは残高証明書に掲載されます。

4. 求償権残高

請求者を支払等をした者とする支払等記録がされている「でんさい」のうち、請求者の立場が債務者、電子記録保証人のいずれでもない場合は、求償権として残高証明書に掲載されます。

